

SPF豚農場認定規則

目次

- 第一章 総則（第1条～第3条）
- 第二章 SPF豚農場としての要件（第4条～第12条）
- 第三章 SPF豚農場認定のための組織（第13条～第17条）
- 第四章 SPF豚農場認定に係る申請手続き等（第18条～第27条）
- 第五章 SPF豚農場における特別な措置（第28条～第32条）
- 第六章 雑則（第33条～第35条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第1条 一般社団法人日本SPF豚協会（以下「本協会」という。）は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）及び国際獣疫事務局（OIE）の関係法規則のもと、定款第4条の規定に基づき、本協会会員の農場を常に衛生環境が良好な状態に整えたSPF豚農場として、豚の生産性向上等農場経営の安定化を図りつつ、消費者に安全、かつ、高品質の豚肉を供給するため、SPF豚農場認定規則（以下「本規則」という。）を定める。

（用語の定義）

第2条 次に掲げる用語について定義する。

ア プライマリー豚

プライマリー豚とは、通常の経産道による分娩ではなく、外気と遮断された清浄な空気環境のもとで、分娩以前に帝王切開法や子宮切断法等の外科的手段によって生まれ、かつ、離乳までは通常の母乳を与えられることなく殺菌された人工乳で育ち、常に高度な衛生管理がなされた環境（以下「整った衛生環境」という。）で生育した豚をいう。プライマリー豚の作出によって、一般的に飼養されている豚（以下「コンベンショナル豚」という。）から保有していた病原体を含む微生物を可能な限り排除して、必要最小限の常在微生物のみを定着させた豚、いわゆるハイヘルス豚に転換することができる。整った衛生環境が維持される限り、プライマリー豚は極めて衛生水準の高い豚でSPF（**S**pecific **P**athogen-**f**reeの頭文字の略称で、特定の病原体が不在の意）豚の素となる。

イ プライマリー派生豚（セカンダリー豚）

不断の整った衛生環境において、プライマリー豚を素に生産及び飼養された

次世代以降のすべての豚をいう。ただし、一時でも整った衛生環境の外で飼養された場合（と畜場の出荷の場合は除く。）は、セカンダリー豚とは言わず、コンベンショナル豚の扱いとなる。

ウ GGP

GGPとは **G**reat **g**rand**p**arent **s**tock の頭文字をとった略称で、多様な遺伝形質を有し、優良形質を選抜するための素材となる原々種豚群をいう。

エ GP

GPとは、**G**rand**p**arent **s**tock の頭文字をとった略称で、GGPから選抜生産された優良遺伝形質を有する原種豚群をいう。

オ PS

PSとは、**P**arent **s**tock の頭文字をとった略称で、GPから生産若しくは選抜生産された肥育豚生産種豚群をいう。

カ 生産ピラミッド

生産ピラミッドとは、育種改良増殖を行う種豚群の生産流通体系をいい、豚群の遺伝形質は上からGGP、GP、PSと部分的に引き継がれ、かつ、豚群頭数規模が下に行くほど大きくなるため、このように呼ばれる。本規則では、各種豚群の構成を勘案して農場を区分し、農場群の生産流通体系として、これを生産ピラミッド（以下「ピラミッド」という。）と呼ぶ。

（衛生水準の高いピラミッドの構築）

第3条 ピラミッドを構成するすべての農場は整った衛生環境を維持し、生産ピラミッド内の豚の農場間移動も不断の整った衛生環境で行うものとする。

2 ピラミッドの頂点に位置するGGPを有する農場は、GGPとして外部のコンベンショナル農場から導入する豚（精液及び受精卵を含む。）は、必ずプライマリー豚の作出過程を経るものとする。ただし、プライマリー豚又はセカンダリー豚を受容豚（レシピエント）とする受精卵移植によって生産される豚はこの限りではない。

3 前項の規定は、GGPを有しないピラミッドの農場においても適用することを妨げない。

第二章 SPF豚農場としての要件

（農場の種類）

第4条 前条の衛生水準の高いピラミッドを保持するため、豚群構成によって、次のように農場を3種類に区分する。

ア GGP農場

主にGGP及びGPから構成され、GPの生産及び出荷を中心に行っている種

豚育種改良増殖農場

イ G P 農場

G G P 農場から G P を導入して P S の生産及び出荷、又は精液の出荷を中心に行っている P S 種豚生産農場及び A I (Artificial insemination の略称で人工授精の意) センター

ウ コマーシャル農場 (以下「CM農場」という。)

G G P 農場及び G P 農場以外の農場をいう。主に消費者向けに豚肉を供給する農場であって、飼養形態及び経営形態によって、別に定めるように細分する。

- 2 前項の農場の衛生水準は、G G P 農場が最も高く、次いで G P 農場、CM農場とする。なお、農場の種類は、豚群構成よりも衛生水準が優先されることとする。

(ピラミッドの衛生環境の維持)

第5条 前条第2項に基づき、農場における豚(精液を含む。)の流通は、整った衛生環境のもと、第3条によるものほか、次に掲げる各号を基本とする。

一 G G P 農場にあつては、衛生水準の同じ別の G G P 農場から導入すること

二 G P 農場にあつては、衛生水準の高い G G P 農場又は衛生水準の同じ別の G P 農場から導入すること

三 CM農場にあつては、衛生水準の高い G G P 農場若しくは G P 農場又は別の CM 農場から導入すること

- 2 G G P 農場を所有する法人は、当該 G G P 農場はもとより、当該ピラミッドの G P 農場及び CM農場における豚(精液及び受精卵を含む。)の流通及び整った衛生環境を掌握するためのピラミッド運営委員会等(以下「ピラミッド委員会」という。)を組織して監視する。

(農場における禁止行為)

第6条 農場における豚(精液を含む。)の導入は、前条第1項の各号に該当する場合であっても、別のピラミッドからこれをしてはならない。

- 2 農場は、豚(精液を含む。)の流通に関して、同じピラミッド内であっても、次に掲げる各号を行ってはならない。

一 G G P 農場が、G P 農場又は CM農場から導入すること

二 G P 農場が、CM農場から導入すること

(農場の防疫設備及び防疫管理)

第7条 ピラミッドが整った衛生環境を維持できるように農場は、別に定める農場の施設設備(以下「防疫設備」という。)及び農場の管理体制(以下「防疫管理」という。)を備えていなければならない。

- 2 GGP農場を所有する法人は、当該ピラミッドが前項の防疫設備及び防疫管理を維持していることを定期的に調べなければならない。

(排除疾病)

第8条 CM農場の豚において、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条の伝染病（以下「法定伝染病」という。）のほか、監視しつつ、常に排除すべき疾病（以下「排除疾病」という。）を次に掲げる通りとする。

- ア オーエスキー病 (Aujeszky's disease ; AD)
- イ 萎縮性鼻炎 (Atrophic rhinitis ; AR)
- ウ 豚マイコプラズマ性肺炎 (Mycoplasmal pneumonia of swine ; MPS)
- エ 豚赤痢 (Swine dysentery ; SD)

- 2 GGP農場及びGP農場の豚における排除疾病は、前項のほか、次に掲げる通りとする。

- ア 流行性下痢 (Porcine epidemic diarrhea ; PED)
- イ 伝染性胃腸炎 (Transmissible gastroenteritis ; TGE)
- ウ 豚繁殖・呼吸障害症候群 (Porcine reproductive and respiratory syndrome ; PRRS)
- エ サルモネラ・コレラエスイス感染症 (Salmonella Choleraesuis infection ; SC)
- オ 豚胸膜肺炎 (Actinobacillus pleuropneumoniae infection ; APP)

(監視疾病)

第9条 CM農場の豚において、監視しつつ、排除に努めなければならない疾病（以下「監視疾病」という。）を次に掲げる通りとする。

- ア トキソプラズマ病 (Toxoplasmosis)

- 2 GGP農場及びGP農場の豚における監視疾病は、前項のほか、次に掲げる通りとする。

- ア サルモネラ・ティフィムリウム感染症 (Salmonella Typhimurium infection ; ST)
- イ 内・外部寄生虫感染症

(農場のヘルスチェック)

第10条 GGP農場を所有する法人は、当該ピラミッドの農場の豚に対して、前2条の疾病について、別に定める検査及び調査（以下「ヘルスチェック」という。）を行う。

- 2 ヘルスチェックは、GGP農場又はGP農場の豚については少なくとも年2回、C

M農場については少なくとも年1回行う。

(CM農場の生産成績調査)

第11条 GGP農場を所有する法人は、当該ピラミッドのCM農場に対して、別に定める生産状況に関する調査(以下「生産成績調査」という。)を少なくとも年1回行う。

(SPF豚農場認定基準)

第12条 本協会は、第7条第2項の防疫設備及び防疫管理の調査、かつ、第10条のヘルスチェック、並びにCM農場にあつては第11条の生産成績調査の結果が、別に定めるところの条件(以下「SPF豚農場認定基準」という。)をすべて満たした場合、当該農場をSPF豚農場として認め、かつ、そこで飼養及び出荷されるすべての豚をSPF豚と認めることとする。

第三章 SPF豚農場認定のための組織

(ピラミッド委員会)

第13条 GGP農場を所有する法人は、第5条第2項の定めに基づき、当該法人にピラミッド委員会を設置しなければならない。

2 GGP農場を所有する法人は、ピラミッド委員会の組織や運営に関して、本協会に届け出るとともに了承を得なければならない。なお、それらに変更が生じた場合は速やかに本協会にその旨を届け出なければならない。

3 ピラミッド委員会は、第11条第1項のヘルスチェックに係る抗原検査や抗体検査の実施機関について、あらかじめ本協会に届け出て了承を得なければならない。

4 ピラミッド委員会は、当該ピラミッドの維持及び管理に関して責任を負うほか、本協会会長の求めに応じて調査しなければならない。

(SPF豚農場認定委員会)

第14条 農場が第12条の定めによるSPF豚農場及びSPF豚に適合しているか否かを学術的、かつ、合理的に判断するため、本協会は、SPF豚農場認定委員会(以下「認定委員会」という。)を設置する。

2 認定委員会は、四半期毎定期(3月、6月、9月及び12月)に開催する。

3 前項のほか、本協会会長は、必要に応じて臨時に認定委員会を開催することができる。

(認定委員会の組織)

- 第15条 認定委員会は、学識経験者委員7名以内、ピラミッド委員会から選出された委員(以下「ピラミッド選出委員」という。)各1名、及び本協会から選出された委員2名の合計15名以下の委員(以下「認定委員」という。)をもって構成する。
- 2 認定委員会に委員長1名、副委員長1名、書記1名を置く。なお、委員長は認定委員会の議長も兼ねることとし、書記は本協会事務局が行う。認定委員会において、委員長が不在であるときは、副委員長がこれを代理する。
 - 3 認定委員の選出、並びに前項の委員長及び副委員長の選出、並びにそれらの委嘱は、本協会理事会の了承を得て、本協会会長が行う。

(認定委員会の責務と権限)

- 第16条 認定委員会は、次に掲げる各号について責務と権限を有する。
- 一 本協会会員の農場のSPF豚農場認定に係る事項の審議及び承認
 - 二 本協会会員の農場への立ち入り調査又は視察
 - 三 本協会会員の農場への改善勧告
 - 四 本協会に届け出及び報告事項等に関する了承
 - 五 前4号に掲げるもののほか、本協会会長の求めによること

(認定委員の守秘義務)

- 第17条 認定委員は、認定委員会において知り得えた申請資料等からの個人情報等について、他言あるいは譲渡をしてはならない。ただし、それら情報等のもとである者又は法人の了解があるときはこの限りではない。

第四章 SPF豚農場認定に係る申請手続き等

(申請資格)

- 第18条 本協会定款第6条第1項(1)に定める正会員及び同条同項(2)に定める特別会員であつて、かつ、定款施行細則1. 1)に定めるピラミッドの構成員でなければ、SPF豚農場の認定に係る申請をすることができない。

(認定証の発行と権利等の付与)

- 第19条 本協会は、認定委員会によってSPF豚農場として認められた農場(以下「認定SPF豚農場」という。)の会員に対して、SPF豚農場認定証(別紙1)を発行するとともに、次の各号に掲げる権利等を付与する。
- 一 本協会認定のSPF豚農場である旨の「SPF豚農場」という名称の使用
 - 二 当該農場の豚(出荷豚を含む。)が本協会認定のSPF豚である旨の「SPF豚」

という名称の使用及び本協会の登録商標（別紙2）の使用

- 三 前2号に掲げるもののほか、認定SPF豚農場がSPF豚農場として生産して維持するために必要な広報及び普及活動の積極的協力支援の享受

（事前審査）

第20条 SPF豚農場の認定を受けようとする会員（以下「申請者」という。）は、次に掲げるいずれかの号に該当する場合、次条の申請を提出する前に、第15条第1項のピラミッド選出委員を通じて、定期の認定委員会の審査（以下「事前審査」という。）を受けなければならない。

- 一 豚を飼養する前であって、農場を新設又は増改築を計画しているとき
 - 二 すでにコンベンショナル豚が飼養されており、それら豚をすべて排除して再導入（以下「オールイン・オールアウト」という。）を計画しているとき
 - 三 すでにSPF豚が飼養されており、それら豚に法定伝染病又は排除疾病が発生したため、豚のオールイン・オールアウトを計画しているとき
 - 四 前3号に掲げるもののほか、本協会が必要と認めたとき
- 2 前項のピラミッド選出委員は、認定委員会において、次に掲げる各号について説明あるいは提示しなければならない。
- 一 農場の種類（飼養形態を含む。）
 - 二 飼養計画（前項第二号及び第三号にあつては、オールイン・オールアウトの計画並びに洗浄及び消毒方法を含む。）
 - 三 農場の地理的位置及び農場の敷地範囲
 - 四 農場における豚舎及び事務所等の主要な建物及び設備の配置及び見取り図（写真を含む。）
 - 五 農場の防疫設備及び防疫管理の計画
 - 六 前5号に掲げるもののほか、本協会会長の求めによること
- 3 事前審査において、前項の説明又は提示に対する認定委員会からの疑義又は計画変更の指摘等を受けたとき、申請者ととも当該ピラミッド選出委員はそれに対する是正策を検討し、本協会会長又は認定委員会にその結果を報告しなければならない。

（認定申請及び審査）

第21条 申請者は、事前審査を受けた場合又は受けていない場合にかかわらず、当該ピラミッド委員会が次に掲げる各号に関して審査して申請の妥当性を認めたとき、当該ピラミッド選出委員を通じて、本協会に申請を行うことができる。

- 一 農場の種類並びに第7条第2項に基づく防疫設備及び防疫管理の調査の結果
- 二 農場における直近の過去1年間の第10条に基づくヘルスチェックの結果
- 三 前2号に掲げるもののほか、CM農場にあつては直近の過去1年間の第11条に

基づく生産成績の調査の結果

四 前3号に掲げるもののほか、本協会会長又は事前審査における認定委員会の求めによること

- 2 申請を受けた本協会は、直近の定期の認定委員会に諮らなければならない。
- 3 当該ピラミッド選出委員は、申請者を代理して認定委員会において第1項の資料を提示するとともに申請内容の妥当性を説明しなければならない。
- 4 認定委員会は、審査の結果、当該農場が第12条のSPF豚農場認定基準をすべて満たしたと判断できた場合、これをSPF豚農場と認定する。

(認定権利等の有効期間)

第22条 認定された農場における権利等の有効期間は、SPF豚農場として認めた定期の認定委員会の開催日から起算して、1年間とする。ただし、有効期間の満了は末日ではなく、末日を含む暦月の最終日までとする。

(認定SPF豚農場の義務)

第23条 認定SPF豚農場は、常に生産成績を向上させるよう努力しつつ、第12条のSPF豚農場認定基準に適合し続けなければならない。

- 2 認定SPF豚農場が、第12条のSPF豚農場認定基準に適合しなくなった場合、特に法定伝染病や排除疾病が発生したとき、その旨を本協会に速やかに届け出なければならない。

(認定権利等の更新)

第24条 認定SPF豚農場であって、認定権利等を更新しようとする会員（以下「更新者」という。）は、第20条の事前審査を受けることなく第21条の「申請者」を「更新者」と読み替えて行う申請を行うことができる。

- 2 更新の申請は、有効期間の範囲において、認定委員会に諮られるように行わなければならない。なお、認定委員会は原則として定期のものとする。
- 3 更新者は、GGP農場にあってはGP農場若しくはCM農場、又はGP農場にあってはCM農場に農場の種類を変更することができる。
- 4 更新者は、有効期間内において、第2項の認定委員会までに更新の申請を行うことができないとき、又は行うことができないとわかったとき、本協会にその理由を説明し、認定委員会において、遅延する旨が了承された場合に限り、第2項の認定委員会の次の認定委員会（臨時のものを含む。）まで有効期間の延長ができる。ただし、有効期間は、延長される従前の認定委員会の開催日を起算日とする。

(認定権利等の喪失)

第 25 条 認定SPF豚農場は、有効期間を超えたとき、又は不測の事態又は過失によって第 12 条の SPF 豚農場認定基準をいずれか一つでも満たさなくなったとき、又は重大な過失又は故意によって当該農場が本協会への届け出を怠っていたことが明らかとなったときは、直ちに第 19 条の権利等を失う。ただし、前条第 4 項にあってはこの限りではない。

2 本協会会長は、前項（但し書きを除く。）に該当すると判断したとき、当該農場に対して、事実を確認して別に定める理由書を提示するとともに、SPF 豚農場認定証の返納又は廃棄を求める。

(喪失した認定権利等の再取得)

第 26 条 認定が喪失した SPF 豚農場が、再び認定を受けようとする場合、原則第 20 条及び第 21 条の手続きを行わなければならない。

(農場の所属ピラミッドの変更)

第 27 条 現に豚が飼養されている認定 SPF 豚農場（CM農場に限る。）が、現に所属しているピラミッドから別のピラミッドに変更しようとする場合、両ピラミッド委員会の了承が得られ、認定委員会に報告してからでなければ、これを行ってはならない。

第五章 SPF 豚農場における特別な措置

(特別な措置の趣旨)

第 28 条 豚の生産性向上又は消費者のニーズに対して即応するために豚の育種改良の加速化を図ることを目的として、第一章から第四章までの規定、特に第 5 条の規定に則り、第 6 条の禁止行為を一時的に解除するものである。すなわち、認定 SPF 豚農場が、本協会会員ではない SPF 豚農場（以下「外部 SPF 豚農場」という。）を含め、別のピラミッドの SPF 豚農場から豚（精液を含む。）を一時的に導入しようとするものであって、本協会会員の農場の整った衛生環境やピラミッドの体系を崩すものであってはならない。したがって、その趣旨を踏まえ、第五章 SPF 豚農場の特別な措置では、その手続き等に関して定めることとする。なお、この措置における外部 SPF 豚農場は国内及び国外にあるものを問わない。

(特別な措置の手続き)

第 29 条 特別な措置を行おうとする会員（以下「特措申請者」という。）は、当該ピラミッド委員会が次に掲げる各号の事項に関して審査して申請の妥当性が認められた

とき、当該ピラミッド選出委員を通じて、本協会に特別な措置の申請を行うことができる。

- 一 当該外部SPF豚農場の法人名称、所在、農場の種類及び飼養形態等の農場の概要
 - 二 当該外部SPF豚農場が、第12条のSPF豚農場認定基準をすべて満たしている証明
 - 三 導入後の当該認定SPF豚農場が、第12条のSPF豚農場認定基準をすべて満たしている証明
 - 四 当該外部SPF豚農場又は国内輸入検疫施設から当該認定SPF豚農場への輸送の方法及び着地検疫の方法
 - 五 前4号に掲げるもののほか、当該外部SPF豚農場が国外にある場合にあっては、輸出国における輸送の方法及び国内輸入検疫施設等輸入検疫の方法
 - 六 前5号に掲げるもののほか、本協会会長の求めによること
- 2 申請を受けた本協会は、定期開催又は臨時開催の認定委員会に諮らなければならない。
 - 3 特措申請者は、当該ピラミッド選出委員とともに認定委員会において第1項の資料を提示するとともに、申請内容の妥当性を説明しなければならない。
 - 4 認定委員会は、審議の結果、その説明が第6条を除き本規則に沿ったものであって、当該ピラミッドの衛生環境に及ぼす影響がないと判断された場合、導入品目及び導入期間並びに検疫施設を含む場所、並びに輸送方法等の特別な措置の範囲に関して、第6条の禁止行為を一時的に解除することとする。

(特別な措置の承認)

第30条 本協会は、認定委員会によって、特別な措置が認められた特措申請者に対して、その旨を別に定める書面によって承認する。

(特措者の義務)

- 第31条 承認された特措申請者(以下「特措者」という。)は、承認された期間の開始年月日以降でなければ特別な措置を行ってはならない。
- 2 特措者は、特別な措置の経過及び完了に関して、適宜本協会に報告しなければならない。
 - 3 特別な措置に豚及び畜産物の輸入を含む場合、特措者は、輸入業者等の関係者に特別な措置である旨の事情を事前に良く説明するとともに、関係法令を順守しなければならない。

(特別な措置における免責)

第 32 条 特別な措置の結果から派生した事故等の問題に関しては、その責任は特措者が負うものとして、本協会はこれを負わない。

第六章 雑則

(本規則の改正等)

第 33 条 本規則の改正等を行うにあたっては、本協会会長の求めによる認定委員会等の審議を経た後に、本協会理事会の了承を得るとともに総会において決議されなければこれを行うことができない。

(細則等)

第 34 条 本規則により定めることとされている細則等の必要な事項について、それらの規定及び改廃は、本協会会長の求めによる認定委員会等の審議を経た後に、本協会理事会の了承を得なければならない。

(その他)

第 35 条 本規則に定めるもののほか、SPF豚農場の認定に関し必要な事項は、本協会会長が別に定める。

附則

この規則は、平成 5 年 4 月から施行する。

附則

この規則は、平成 7 年 4 月から施行する。

附則

この規則は、平成 9 年 5 月から施行する。

附則

この規則は、平成 15 年 6 月から施行する。

附則

この規則は、平成 18 年 6 月から施行する。

附則

この規則は、平成 22 年 6 月から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年6月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

(GGP農場を所有しない法人が引き続きピラミッド委員会による監視を行う場合の経過措置)

第2条 ピラミッドを監視していたGGP農場を所有する法人が、施行日以前にGGP農場を所有しなくなったとき、又は所有できなくなったときであつて、当該法人が再びGGP農場を所有する意志がある場合、すでに設置されたピラミッド委員会を第5条第2項及び第13条の定めにより設置したピラミッド委員会とみなし、当該ピラミッドを監視することができる。ただし、施行日から5年を越えない範囲でGGP農場を所有しなければならない。

(変更されたSPF豚農場認定基準に適合しなくなったときの経過措置)

第3条 認定されたGGP農場又はGP農場が、施行日において、従前のSPF豚農場認定基準を満たしていた場合であつて、第12条のSPF豚農場認定基準が適合しない場合、第23条第2項の届け出を行うことによって、第25条第1項による認定権利等を喪失することなく、第12条のSPF豚農場認定基準を満たしているものとみなす。ただし、施行日から5年を越えない範囲で第12条のSPF豚農場認定基準を満たさなければならない。

(その他)

第4条 この規則において、別に定めなければならない事項について、施行日以降に定められていない場合、従前の定めを適用することとする。

別紙 1

第 号

認 定 証

貴農場は、日本SPF豚協会が定めるSPF豚農場認定基準をすべて満たしているため、下記のとおりSPF豚農場として認定致します

記

農場の種類

認定年月日 平成 年 月 日

次回認定申請期限 平成 年 月 日

一般社団法人

日本SPF豚協会

会 長

大きさは日本工業規格 A4

別紙 2

